

2026年（令和8年）2月27日

建設業者の皆様へ

福 山 市  
（建設局建設管理部建設政策課）

## 2026年（令和8年）3月から適用する公共工事設計労務単価について

見出しのことについて、国においては、2026年（令和8年）2月17日付けで「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」が決定されました。

本市においても適切な賃金水準を確保するため、新しい労務単価を3月1日から適用することとしております。

建設業における技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

つきましては、建設業者の皆様におかれましても、労務単価改定の趣旨を踏まえ、適切な価格での下請契約の締結を徹底していただくとともに、技能労働者への適切な水準の賃金の支払について特段のご配慮をお願いします。

### ■国土交通省ホームページ

・「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」

[（報道発表資料：令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について・国土交通省）](#)